

赤字解消・削減計画について

1. 本市の赤字削減に係るこれまでの取組について

- 平成30年度の国保都道府県化により、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で国保の財政運営を行うことになりました。
- 赤字市町村は、各都道府県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、赤字削減のための計画を策定することとなりました。
- 本市では、平成30年度から令和5年度を計画期間とする「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を策定。①「健康経営」及び医療費適正化対策や②保険税設定の見直し、③収納率向上対策により、11億円の赤字削減を目標としています。

※ 計画策定時、令和5年度の削減すべき赤字額として約17.3億円を見込んでいることから、令和6年度以降に赤字が残る計画となっています。

2. 埼玉県国保運営方針（第2期、第3期）について

- 第2期の埼玉県国保運営方針（R3～R5）により、令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定することとされました。
- 埼玉県は、第3期（R6～R11）の運営方針を策定中であり、赤字解消の目標年度は変わらず令和8年度とする案が示されています。

3. 国保の財政構造（費用と財源）について

- 市町村国保の被保険者は、被用者保険と比較して高齢者の割合が高く、医療費水準が高いのに対して低所得者が多いことから、税収の確保が難しいことなど、構造的な問題を抱えています。
- 国は、平成30年度から毎年度3,400億円の公費を投入し、国保の財政基盤の強化を図っています。

《参考1》 国保・医療給付費の財源（令和5年度国概算要求ベース）

《参考2》 歳出と歳入の関係（市国保特会令和4年度決算見込み）

4. 本市の今後の取組について

- 令和5年度末で、約9.9億円の法定外繰入が見込まれています。
- 赤字解消の目標年度である令和8年度までに9.9億円の法定外繰入を解消するための実行的な計画として、現在の赤字解消計画を延伸します。

- 令和6年度から令和8年度の3年間で、均等に3.3億円の保険税見直しを行うことを目標とし、最終年度に赤字額の増減がある場合には、繰越金により調整します。

5. 基金等の活用について

- 市の基金繰入金、基金積立金は、平成30年度の国保財政運営の広域化に合わせて、平成29年度に廃止しています。保険給付費の財源が普通交付金として交付されることで、当該予算に不足が生じない仕組みとなったことによるものです。
- 単年度の形式収支（決算剰余金）は、翌年度の繰越金となっており、例年、9～12億円程度が繰越されています。令和5年度では、約11億9千万円が繰越金となっていますが、当初予算を計上する上で不足する分として、3億5千万円が充てられています。
- また、毎年度行われている普通交付金等の精算では、1億円前後の償還が発生することから、その際などの充当財源としています。このように、本市の繰越金は、予算調整として活用している中で使用可能な額は限られており、将来にわたり安定的な調整機能を果たすためには、現状の水準を確保したいと考えているところです。

6. 県内他市との比較

- 令和3年度決算では、埼玉県63市町村のうち38市町に法定外繰入があり、1人当たりの繰入額は、本市は多い方から6番目です。
- 県内で10億円以上の法定外繰入を行っているのは、本市のみです。
- 全国では、8割以上の市町村で、決算補填目的の法定外繰入を行っていません。また、全都道府県の3割にあたる15県で、県内すべての市町村に繰入がありませんでした。

《参考3》 埼玉県内市町村の比較

《参考4》 その他繰入金令和4年度決算額（県内市町村の比較）